

概 要 書

1	工 事 件 名	地中送電線新設工事に伴う建物等事後調査											
2	工 事 期 間	(自) 2024年 7月 ~ (至) 2024年 8月											
3	工 事 場 所	香川県 坂出市											
4	工 事 目 的	地中送電線の新設工事に伴い、工事振動に起因する建物等の損傷等の有無およびその程度を把握するために実施する。											
5	工 事 内 容	<p>工事内容は、以下の通り。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">概要</th> <th style="text-align: center;">数量</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">建物等の調査</td> <td style="text-align: center;">木造建物A (附帯工作物含む)</td> <td style="text-align: center;">1棟</td> <td style="text-align: center;">外部調査のみ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工作物</td> <td style="text-align: center;">1箇所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要	数量	備考	建物等の調査	木造建物A (附帯工作物含む)	1棟	外部調査のみ	工作物	1箇所	
項目	概要	数量	備考										
建物等の調査	木造建物A (附帯工作物含む)	1棟	外部調査のみ										
	工作物	1箇所											
6	そ の 他	<p>○次のいずれかの資格を有する者とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定）第3条に掲げる事業損失部門の補償業務管理士 ・ 補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号、以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる事業損失部門に係る補償業務管理者 ・ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる事業損失部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者 <p>○本調査の特記事項・提出資料等については、別途指示する</p>											